

## アメリカ独立革命の前提(一)

富田虎男

## 一 「近代化」の視角

いわゆる「近代化」、とくにアメリカにおける「近代化」を考へる上で、最近の次の二つの発言をとりあげてみたい。一つは、最近急に脚光を浴びたアメリカの黒人作家ジェームズ・ボールドウィンの『ファイア・ネクスト・タイム』(1963)のなかの次の発言である。

「……世界が私の兄に対してなしてきたことを私は知っている。また兄がどんなにかこの世の中を狭く生きのびてきたかを知っている。はるかに悪いことなのだが、これは私がわが国とわが国民を告発している罪なのだ。その罪は、私も、時も、歴史も、永久にかれらを許しはしない罪なのだ。その罪はわが国とわが国民が幾千万の生命を破壊してきたし、破壊しつつあり、しかもそれを知らない、また知りたくない、ということなのだよ。」

しかし、この破壊の張本人が、同時に潔白(イノセント)であるということは許されないことだ。……どうか、受け入れられるとか、統合するとかいう言葉の背後に横たわっている真実について、今日お前の若い頭の中を荒れ狂っている嵐を通して、は

つきりさせるよう努力してくれ。

お前が白人と同じようになるよう努力する理由なんか一つもありません。またかれらが、お前を受け入れねばならない、というような傲慢な仮定の基礎となるようなものも、なにか一つありはしないのだ。本当に恐ろしいことは、お前がかれらを受け入れねばならない、ということなのだ。

かれらをうけ入れねばならないのはお前なのだ。……このイノセントな国民には、それ以外には全く希望がないのだ。」

もう一つの発言は、インドネシアの外交政策を代弁するとみられる『インドネシア・ヘラルド』紙の次のような要旨の論説である。

「米国の援助はインドネシア経済に重要な役割を演じており、インドネシアはこれに感謝し、敬意を払う。しかし、経済援助は、いかに重要であっても、それが友好の基礎の全部だと考えてはならない。米国にはエジソンの技術とジェファソンの理想とがある。……インドネシアは、エジソンの技術とともにジェファソンの知恵を望んでいる。」(朝日新聞、昭和三十八年十月三十日付夕刊)。

この二つの発言は、アメリカの「近代化」のもつ歴史的矛盾をもっと簡明直截に、もっとつきつめて表現したということができよう。

このことは、ひとりアメリカの「近代化」のみでなく、一般にわが国をもふくめていわゆる「近代」國家の発展そのものが、国内および国外植民地の大衆の犠牲の上になしとげられてきたということ、しかも今それが、その大衆自身による自己解放運動によって告発されている、という現代世界の普遍的事態を示していると思われる。

ところで、こうした観点からわが国における「近代化」に関する歴史研究を省みると、その基本的視角において、一般にその歴史における進歩的役割に強調点がおかれ、その担い手の社会的基礎の追求は精密度を加えてきたが、その前提となりそれを支え犠牲とされた要素——国内と国外植民地の大衆——についての研究は、比較的等閑視されてきたように思われる。もちろんそれはわが国における「近代化」の歴史的課題に歴史家が一定限度ではあるが応えてきたという点で、一定の実践的意味をもつものであったが、それにしても、さきに見た世界史の現段階の観点からすれば、非常に限られた視点であり、それだけに実践的意味もかなり薄れてきているといわねばならないであろう。

例えば、戦後における市民革命研究の金字塔ともいえるべき、高橋幸八郎氏の『市民革命の構造』において、氏が「当面の対象」とされたのは「近代社会の基点」であった。その際、氏は市民革命の分析が、「窮極において、近代社会そのものの構造、

を明確に指摘していると思われる。『インドネシア・ヘラルド』誌の指摘を敷衍すれば次のようにいいうるであろう。アメリカは普遍的な基本的人権を世界・人類に訴えたジェファソンの独立宣言をかかげて植民地独立の先駆をなした。しかもその後、エジソンに象徴される科学技術上の偉大な進歩をとり、先進資本主義諸国を凌駕して世界の一方の指導國家にまで発展した。そして現在、植民地独立を達成した新興インドネシアに対して、その発展に不可欠な物質的基礎をなしている技術・資本の援助を与えている。それにもかゝらず、その援助が、ジェファソンの理想の方向において行われていない、と。

実は、このような矛盾が、たんなる政策の巧拙に関わる問題ではなく、その底に横たわる世界観の問題、さらにいえばアメリカの「近代化」の歴史的な矛盾そのものであることを、ボールドウィンはアメリカの内部から、その直接の被害者の立場から、鋭く指摘しているのである。すなわち、アメリカの「近代化」そのものが、幾千万のネグロの「生命の破壊」の上に支えられてきたし、現に支えられているのに、国民はその罪を「知らない」あるいは「知りたくない」、そして自ら「潔白」だと思っている。しかも、傲慢にもその「近代化」の犠牲者を「受け入れなければならない」という。むしろ逆に「受け入れなければならない」主体は、「お前」ネグロの側にある、と。つまりかれは、一面で経済援助の恩恵をうけながらしかもそれを主體的に受けとめようとするインドネシア紙の、あの遠慮がちな比喩的な指摘を、恩恵どころか深い「犠牲」の歴史的体験から、

したがってまた、この「近代的市民的規範に対する——筆言補」批判体系『否定要素の成長と拡大との歴史過程に連らならねばならない』ことを正当にも指摘されながら、それは「展望と透視」にとゞまらざるをえず、その意味で本書が「経過的・過渡的」である理由の一つとされたのであった。その後十余年を経た今日において、占領下の鎖国状況の下にあって軍国主義的絶対主義的残滓を自らの不可分の要素として含んでいた資本主義体制ではなく、高度に独占化し国際化した資本主義体制そのものとの対決が当面の実践課題となっている今日において、市民革命研究者が「近代化」のこの側面を、相変わらず「経過的・過渡的」にとどめておくとするれば、怠慢のそしりを免れないであろう。

アメリカ独立革命史研究についても、同様なことが指摘できるであろう。第一に、フランス革命を市民革命の「古典的・典型的」形態とみなし、そこに発現した歴史過程を一種の法則化して、アメリカ独立革命をそれとの「比較」において市民革命として位置づけようとした傾向が指摘できる。すでに柴田三千雄氏が「フランス革命論の再検討」(『歴史学研究』二三五号、一九六一年五月号)において指摘されているように、フランス革命自体が一つの歴史的個体であり、「ブルジョア革命の法則的普遍性は、このような歴史的個体を通じてしか発現しないのであり、歴史的個体それ自体の諸現象をもって、歴史における普遍性と特殊性を機械的に区分してはならない」のである<sup>(3)</sup>。ところが、主としてフランス革命との比較において唱えられたジ

争の欠如と基本的同質性を、強調したにすぎないのである。いかえれば、アメリカ社会のそれぞれの時点における実践的な課題に応じて、アメリカ民主主義を、革新派史学は闘争によって獲得すべき価値として、保守派史学は外に対して保持すべき価値としてすなわち「所与」のものとして考え、独立革命にそれぞれの意味での歴史的起点を認めているわけである。

しかしながら、その民主主義は、いずれの場合にも、現実には白人社会のそれ、つまり「アメリカ」民主主義であって、国内におけるネグロおよびインディアン、あるいは国外における人民のそれ、つまり民主主義一般ではない。この意味では、革新派史学も保守派史学も、同じ「アメリカ」民主主義という同一範疇のなかでの、対極的観点を示すにすぎないといえる。したがって、それはそのまゝでは「輸出向き」でも、またネグロやインディアンに適用できる性質のものでもない。こゝに、インドネシアが、「エジソンの技術」とともに望んだ「ジェファソンの知恵」——それはかれの思考の本質的な保守性とは別箇に客観的に機能する独立宣言その他に示された普遍的な基本的人権原理——を、求めてえられない理由があり、またポールドウインが厳しく告発するそもその根源があるといえよう。

以上は、「近代化」の視点について、当然のことながら自己批判をふくめての反省であるが、かゝる反省の上に立って、アメリカ独立革命をいかに再構成すべきであろうか。もちろんその際、これまで追求されてきた、ある意味では「近代化」の二つの対抗体系に見合う保守勢力と急進勢力の対抗、ないしは植民

エームソンの独立革命』『社会運動』説が、その史学史上に占める独自の意義と史実に関する批判とは別に、わが国における市民革命論と安易に結合されて、理論的媒介を経ることなくアメリカ独立革命』市民革命論が成立したように思われる。

第二に指摘できる点は、ジェームソンを含めたいわゆる革新派史学の民主化史観が、前にのべたヨーロッパ史研究における「近代化」の視点と、無媒介に結合され、近代化』民主化という図式が、歴史の諸段階における個々な課題とは切り離されて、基本的価値観点として受容されたという点である。とくにそれは、独立革命史研究においては、ジェンセンのいわゆる「内部革命」論が、わが国の市民革命論とストレートに結合し、その民主化運動の歴史的評価ではなく、その運動の「存在」自体をもって市民革命性を云々するといった、思考様式を産み出した点に、著しい例証を見出すことができる<sup>(5)</sup>。

第三に、このような傾向に対する批判として、また一九五〇年代のアメリカにおけるいわゆる保守派史学の見解を採用して、アメリカ独立革命のブルジョア的変革性を、民主的変革性の相対的欠如のゆえをもって、あるいはそれと混同して、否定ないし軽視しようとする傾向があることを指摘できよう<sup>(6)</sup>。

実は、革新派史学も保守派史学も、さきにも述べたわれわれの観点からすれば、批判の対象となるべき西欧世界の特殊な「近代的」発展を、典型ないし普遍として前提し、革新派史学はアメリカの「近代化」の普遍性を、したがって階級闘争による民主化の進展を、保守派史学はその独自性を、したがって階級闘争地独立に際しての両者の指導と同盟関係——これを基本的同質性と呼ぼうが保守派支配の貫徹とみようが——に関する諸研究成果が無意味であるというのではない。むしろ問題は、そのような対抗をふくみつつも、なお同盟あるいは協力関係を結んで植民地独立に立ち上った、その前提条件はなにか、そしてそれを基礎として従来の研究諸成果をいかに再構成するか、にあるであろう。

アメリカ独立革命が、イギリス本國の重商主義規制の撤廃を目指して戦われた植民地人民による自己解放運動であったことは、普く認められているところであろう。われわれの「近代化」の観点からすれば、それは一般に重商主義旧植民地体制の下で、イギリス本國の「近代化」を支えその犠牲を強いられたアメリカ植民地が、その犠牲たる地位をふり捨てて自ら「近代」国家として「近代化」を推進する自由を獲得するための戦いと表現し直すことができる。したがって、アメリカの「近代化」を当面の対象とする場合、その「近代化」はいかなる前提の下に推進されたか、またそれを重商主義規制が実質上いかに阻害していたか、が問題とならねばならないであろう。

このようなアメリカ自体の「近代化」の前提条件として、筆者は、西インド貿易(とくに外領西インドの砂糖プランテーションとの貿易)、南部プランテーションのネグロ奴隷労働、インディアンへの追放(領土の拡大)の三本の支柱を描定したい。これに、過渡的ではあるがニューヨークの情地農、カロライナーの奥地農民および新移民などの無産者層をつけ加えたい。これ

北米植民地の主要輸出：輸出先百分率 1772

輸出先 品目	①	②	③	④	総計	①④	②④
	英領 西インド	南欧諸島 諸島 アフリカ	ワイ ・カ ・ド ・ラ	グ ラ ン ド ・ ア イ ・ ラ		沿岸貿易	西 十 沿岸
小麦	0%	65%	6%	28%	100%	28%	
トウモロコシ	44	21	0.3	35	100	79	
パンと粉	41	32	0.1	26	100	67	
牛肉・豚肉	51	0	0	49	100	100	
干魚	69	25	0	6	100	75	
塩漬魚	80	2	0	18	100	98	
ラム	0.1	17	0.9	82	100	82.1	
木材	84	0.1	6	10	100	94	
根板	89	0	0	11	100	100	
タバコ	62	4	24	10	100	72	
タバコ	5.1	0.9	62	32	100	37.1	
鉛	0.5	0	76.5	23	100	23.5	
鉄	7.9	0.1	33	59	100	66.9	
タバコ	0.2	0	99.6	0.2	100	0.4	
米	30	6	58	6	100	36	
藍	0.1	0	97.5	2.4	100	2.5	

British Public Record Office Customs 16/1, Jensen M. *American Colonial Documents to 1776*, The English Historical Documents, Vol. IX, pp.394~401 より作成。

故にこそ、われわれはこれらの研究成果から多くを学びとることができるといえよう。

一七六三年にはじまる対北米植民地政策は、主として、新たに獲得した西方の土地・インディアナ政策と、西インド貿易統制政策を中心として展開されたこととみることができる。それは具体的にまず一七六三年の国王の宣言と、翌六四年の歳入法によって体系化された。西方の土地・インディアナ政策については別稿にゆずり、ここで問題とする西インド貿易——とくに外領西インド貿易——は、ビアの詳細な論証が示しているように、一八世紀前半以来「北米大陸諸植民地の産業の発展の足場」であった。

それは、上の表に示されているように、北米植民地の農・林・水産物およびその加工品の、小麦・タバコ・米・藍を除く最大の掘口として、また、奴隷貿易・インディアナ取引に不可欠なラム酒の原料である糖蜜の供給源として、その生産にたづさわる北米各植民地の各生産者層をそれぞれ割合で支えるものであった。そののみならず、それは、直接には奴隷貿易による巨大な利潤を本国および北米植民地商人に約束していたし、また外貨の獲得源として、間接的にはそれにもとづくクレジットの増大を通じて、北米植民地

らの諸要素は、「アメリカ」民主主義史観からは、全く無視されるか、民主主義勢力と均一的に同一視されるか、そのある部分の反民主主義的な役割のゆえに地方的特殊事情に基づく「例外」として除外されるか、いずれかの取扱いをうけ、正当な歴史的位置づけを与えられずきた。したがって、それらの要素の、アメリカの「近代化」——当面は独立革命——との関わり合いが、イギリス重商主義政策との関連において、追求されるべき課題となる。そこで小論では、そのような包括的試論への第一歩として、とりあえず、二、西インド貿易の意義、を考察する。三、ネグロ奴隷の動向、四、インディアナ問題、五、借地農・奥地農民の問題については、別稿を予定している。

### 二 西インド貿易の意義

アメリカ独立革命において直接廃棄の対象となった、一七六三年から七五年にいたる期間のイギリス重商主義体制は、イギリスの植民地支配体制の歴史からいえば、重商主義旧植民地体制の末期・崩壊期と第二帝国の始期との交にあたっており、新旧さまざまな政策が入り交って複雑な様相を呈していた。このため当時の人々もまた後の歴史家も、その本質について、それぞれの立場から異った見解をとってきた。

この本国対植民地の関係を、独立革命における基本的問題として研究の主要対象としてすえたのは、いわゆる帝国学派に属する歴史家たちであった。かれらは、北米植民地と本国との関係を一元的な英帝国全体のなかの一部として見直すことに主眼

点をおいた。例えばギブソンは、『アメリカ独立革命以前のブリテン帝国』の第四巻『勝ち誇る帝国』のなかで、一七六三年に拡大した帝国の各部の問題を、インディアナ問題、ノヴァ・スコチア、フロリダ、英領西インド諸島、ベンガル、東インド会社のそれぞれについて、英帝国全体の多面的利害の調整の視野から詳細に論証している。またビアも、北米植民地に対する本国政府の政策を主な研究対象としながらも、その視野は、外領西インド、インディアナ問題に及んでいる。この点で、かれらの業績は、それ以前の偏狭な愛国史観に対する一定の批判をふくんでいると同時に、この側面を見落すか軽視した革新・保守両史学の民主主義史観に対する批判をもふくんでいる。

この帝国学派のほとんど一致した共通の見解として、一七六〇年以降のイギリスを中心とした帝国全体の多面的利害の調整をはかる本国政府の帝国再編成政策と、急激に発展した北米植民地の立場からする帝国再編成(フェデリズム)の要求との背馳に、独立革命の原因を求めざるを得ることができよう。もちろんかれらの間に、この本国政策の基軸をなす航海条例について、それを「恩恵」とみるか、否とみるか、あるいは、独立革命の原因を植民地側の「繁栄」にあるとするか、「貧窮」にあるとするか、について意見の相違がみられる。このようなかれらの見解は、さきにも述べたわれわれの「近代化」の観点から規制するものとしての帝国再編成政策の再考察というアプローチ——からすれば、まさに逆の思考方法であるが、それ

人が羊毛製品・リンネン・衣服・帽子などの本国工業製品を購入する際の支払い手段を提供していた点で、小商品生産の段階に達していた北米植民地人と本国の製造業者・商人の利害とに深く関わっていた。フランクリンの本国議会における「証言」にもみられるように、全般的に著しい入超を示した北米植民地の対本国貿易収支の決済手段を、この西インド貿易は提供していた。<sup>(15)</sup> それに、十八世紀中葉まで、仏領西インドとの貿易の隆盛は、たゞちに、仏領カナダの軍費の拡充をもたらし、北米植民地の西辺が脅威をうけるといふ、自己矛盾をもふくむものであった。したがって、その矛盾の解決策の一つとして、七年戦争の大陸における局面であったフレンチ・アンド・インディアン戦争が終了したとき、戦時中も敵国である仏領西インドとの非合法貿易によって繁榮していた北米植民地に対して、貿易統制を加え、その関税収入をもって西方の軍備に充てる政策が、本国政府による帝国再編成政策の一部として打ち出されてくるのは必然であった。

これを体系化したのが六四年の歳入法である。同法はその一条項として砂糖についての条項があるため、普通「砂糖法」の名をもってよばれている。<sup>(17)</sup> その砂糖条項は、同じ砂糖プランテーション植民地として英領西インドと競争にあるというよりもそれを凌いでいた外領西インドの砂糖を北米植民地から締め出し、英領西インド産で本国で精製された精白糖の「独占」市場を北米十三植民地に拡大することを意図したものであった。すでにこれ以前の時期については宇治田富造氏が「重商主義

糖業者の利益が促進されるという形で、帝国の利害調整が行われたのである。

さらに歳入法の糖蜜条項(IV・V・VI条)は、一七三三年の糖蜜法が外領産糖蜜一ガロン当り六ペンスという禁止的輸入税を課したことがかえって税関吏の怠慢・情実を生み、外領産の安価な糖蜜の半ば公然たる密貿易に結果していたのを正規のルートに戻すため、一ガロン当り三ペンスに下げた一方、同法の第二三条、第二九条によって、貿易統制を厳格にして、この関税収入の厳正な徴収をはかることを意図したものであった。それは、ラム酒、<sup>(XVIII)</sup> コーヒー(IIとIII)に対する輸入税の規定と同様、英領西インドの生産を外領のそれとの競争から保護し、併せて関税収入の増大をはかり、それを西方領土の駐屯軍の軍費と密貿易の監視・統制強化の費用にあてる、という帝国再編構想の一端になうものであった。

この糖蜜条項の立案者ウィットレイの計算によれば、この一ガロン当り三ペンスという課税額は、三ペンスの課税額による糖蜜消費量の減少を見込んだ上で、なおかつ二ペンスを課する場合同様に、より多くの収入をあげようとするものであった。<sup>(21)</sup> 他方植民地側の商人層は、一ガロン一ペンス、やむをえざれば二ペンスまでの線を出して反対した。その線は、在ロンドン・マサチューセッツ代理人モウデューイットの抗議にも明らかにならぬに、「醸造業を破壊し、漁業に過重な負担となり、最近つくられたフランスの醸造業を促進する」ことのないようにするギリギリの線であった。<sup>(22)</sup> もちろんモウデューイットの言葉には、ある

植民地地制論「I」において指摘されているように、一七三〇年ごろから英領西インド産の砂糖は、外領西インド産の安価な砂糖に押されて、英本国の国内市場の「独占」にのみ依存するようになり、本国からの外国への再輸出量は全体の四割に低迷し、本国の仲継貿易資本にとって再輸出品としての価値を失いつつあった。<sup>(18)</sup> 糖蜜法以来の西インド砂糖プランターの本国政界における暗躍はまさにこの「独占」の維持にあった。かれらはさらにその「独占」市場を北米十三植民地に広げることを目指し、本国議会においてこの歳入法の成立に圧力をかけたのである。<sup>(19)</sup> すなわち同法によって、外領産精白糖にハンドレッドウェイト当り二二シリングの輸入付加税が課せられ、別の立法でイギリス本国産精白糖にはハンドレッドウェイト当り一四シリングの奨励金を与えることが規定され、これに通常輸入税五シリングが加わり、合計ハンドレッドウェイト当り四一シリングの差別関税が外領産精白糖に課せられることとなった。その結果、英本国からの北米植民地への精白糖の輸出は、一七六三年六四年の年平均四、三三七ハンドレッドウェイトから、一七六六〇七三年の年平均一、二、二九一ハンドレッドウェイトに、つまり約三倍に増大した。さらに重要なことは、英本国の精白糖全輸出のうちを占める北米植民地市場の割合が、一七六二一七六三年の三割から、その後八年間の年平均三十五割に激増した。<sup>(20)</sup> すなわち、同法のこの条項に関しては、北米十三植民地人が外領西インドの安価な砂糖を入手する代りにより高い精白糖を買うという犠牲において、英領西インド砂糖プランターと本国製

程度の政治的誇張もふくまれてはいたであろうが、最大限二ペンスの線をこえた三ペンスの課税は、ラム酒醸造業、アフリカ奴隷貿易、さらに漁業に破滅的な打撃を与えていたものであった。もはやそれは利害の調整の範囲をこえた額としてうけとられ、こゝにはじめて商人層を中心とする反対運動がはじまった。しかしその反対は、決して関税の賦課そのものに向けられたのではなく、あくまで商業ベースの上で、その金額の一ペンスへの引き下げの運動にとどまった。<sup>(23)</sup> その反対運動は印紙税法への反抗運動に合流し、その結果一七六五年の統計によれば、ウィットレイが糖蜜についてだけ予想した徴集額八万ポンド弱を大きく下まわる一万四千ポンド——五分の一以下<sup>(24)</sup> が、この歳入法全体の収入として徴集されたにすぎなかった。

歳入法は、以上みた砂糖・糖蜜・ラム酒・コーヒーなどに輸入税を課して英領西インド利益を保護したほか、シナ・ペルシア・東インド産の絹に一ポンド当り二シリング、キヤリコに一反(二八ヤール)当り二シリング六ペンスの輸入税を課し、本国仲継貿易資本による再輸出を保護するとともに、リンネンに一反(一三ヤール)当り三シリングの輸入税を課して、本国製造業者を外国同業者との競争から保護した。しかし北米植民地に対しては、わずかに一植民地ジョージアにおける藍栽培を促進するため、藍一ポンド当り六ペンスの輸入税を課することを規定したにとどまった。それとても驚極的には、この植民地における藍の生産を促進することによって、本国工業に安価で大量の藍を供給する意図から出たものであった。

このように、歳入法に体系化された植民地政策は、関税政策の面からだけみても、新たに増大した帝国各部に、旧来の重商主義的植民地体制を拡張し強化する以上のものではなく、そこには原理上の変化も新しさも認められることはできない。しかも、関税条項よりも印紙税法との歴史的脈絡の上で一層重要だと思われる貿易統制条項——すなわち同法の第二三条・第二九条に規定された植民地間沿岸・河川貿易、西インド貿易に対する許可状、物品保証書の携行と支払保証契約の履行の義務づけ——は、航海条例の拡張・強化以外のなにもでもなかった。

また一七六五年の印紙税も、すでに本国内で実験済みのものであり、また北米十三植民地のみを対象としたものでもなく、政策原理としても本国側にとってはなら「新しい」性質のものではなかった。したがって、本国議会での票決に際し、ほとんど反対はなかった。<sup>(25)</sup>しかし植民地人にとってみれば、今まで経験したことのない「新しい」直接課税であった。しかも前年の歳入法により西インド貿易はもろん沿岸・河川貿易にまで許可状その他の公文書の携行を義務づけられた上で、今その上に印紙を貼布することを強いられた歴史的脈絡、また、前年の糖蜜への「破滅的」課税に加えての印紙税の収益が、西インド貿易そのものを統制する海軍力・海事裁判所の維持と前年のポントリアックの叛乱においてインディアン防衛に役立たぬことが立証され、今や植民地人監視のための存在とみなされるにいたった常駐軍の維持とにあてられるといった統制の循環——こうした有機的連関をもつ統制政策の環をたち切る突破口として、

税収入の増大を、間接的には本国製品への支払い手段の準備をはかり、すでに産業革命に突入しつつある本国工業の販売市場拡充の要求に応ずるといふ、一層積極的な経済的意図から出たものであったとみられる。<sup>(31)</sup>

たとえ帝国の遠辺の孤島であるにせよ、そこに自由港を認めしかもそこを通じて、植民地人自身の要求した線にまで関税を引き下げた条件で、外領との貿易を法的に承認したということ、すでに帝国各部相互間の利害調整機構としての重商主義旧植民地体制の一部に、亀裂が生じたことを意味する。本国議会は同じ会期に、アメリカ植民地が「帝国国王および議会」に「従属・依存」することをあらためて確認した「宣言法」<sup>(32)</sup>を発したが、しかし再確認すること自体、この亀裂が生じたことを自ら告白したことにほかならないであろう。

それは、一面で、すでに一定の発展段階に達して製品の販売市場の拡充を求めた本国産業資本が、旧植民地体制の枠内ではその要求を充分満たさなくなってきたという本国側における内的条件にもよるのである。<sup>(33)</sup>しかし、より根本的には、北米植民地が「帝国」外の外領西インドとの貿易を主台として、その要求に応じうる段階にまで、農・林・水産業を發展せしめていた現実を、法的に追認せざるをえなかった、という事情によるといえよう。もちろん、この時点では、その亀裂はそれと目立たぬほどわずかであり、相変らず関税収入の増加、その収入の動任総督以下の植民地官吏の給料への充當が、本国政府の当面の政策であったことは、翌年の「タウンゼンド歳入法」をみても

印紙税法への抵抗運動は、一時的たりとはいえ地域的にも階層的にも普遍的たりえた。つまり印紙税法は植民地人にとってはもはや糖蜜税の場合のごとく税額上の問題ではなく原理上の問題と化していた。その闘争の理論的武器として「代表されずして課税されることなし」というスローガンが、広く植民地人とらえた所以もまさにここにあったと考えられる。<sup>(36)</sup>

この抵抗運動と、不買同盟による本国商人・工業者の破産の脅威の訴えは、本国政府に印紙税法の撤回を余儀なくさせた。それをギブソンは「戦術的後退」と呼んでいるが、その「後退」はもつと幅広くむしろ「転換」と呼べるべき内容をふくんでいた。すなわち、一七六六年一月の本国議会は、例になく激しい論議の末、糖蜜輸入税を英領西インドと外領西インドとを問わず、一ガロンにつき一ペンスの線にまで引き下げた。<sup>(38)</sup>さらに「ドミニカ自由港法」を制定して、仏領西インド諸島の真只中にあるドミニカに自由港を認め、これによってフランスが強化を試みていた重商主義体制に楔をうちこみ、糖蜜輸入税の値下げと併せて、北米植民地の仏領西インド貿易を促進する政策に転じた。<sup>(39)</sup>

この二つの政策は、印紙税法反対闘争に昂まった反英運動を緩和し、抵抗戦線の分裂をはかるうとする政治的意図<sup>(40)</sup>「戦術的後退」にも含まれていたとみられるが、より根本的には、英領西インド・プランターの一応の犠牲において（それはかれらにラム酒の独占をはかることによって償われた）、北米植民地の外領西インドとの貿易を促進し、それによって、直接的には関

明らかなことである。<sup>(34)</sup>しかし、この法律で外国からの輸入税賦課の対象となった品目が、茶を除いて、紙・ガラスなどの工業製品であったこと、そして六四年の歳入法のリンネンへの輸入税が糖蜜の場合と異り相変らず有効であったことは、それがたんなる関税収入増加政策ではなく、その背後に本国工業の市場の保護、その裏面をなす植民地工業の抑圧の政策が相対的に厳しくなったことを明白に物語っている。それと同時に、関税収入の増加を期待すること自体、購買力の増加つまり外領西インドとの貿易を足場とする北米植民地の農業生産の發展に本国自体が依存していたことを示している。

い、かえれば、外領西インドにおける砂糖プランテーション奴隷労働を基底とし、その上に北米植民地の農業生産の發展が、さらにそれを販売市場とする本国の工業生産の發展が、可能ならしめられているという二重の構造が、実質上——部分的には法的に——認められ、こうした関連の中で、本国・北米植民地関係が新たにはじまったといえよう。その新しい関係は、貿易のみならず西方での土地政策についても、六八年の「内閣線」の宣言と六九年のインディアナ土地会社の設立認可などに、明瞭にみる事ができる。

保守的なジョン・ディッキンソンは、タウンゼンド法を、「貿易の規制のためでもなく、これまで本国議会の唯一の目的であった帝国を構成する各部相互の、互恵的関係の維持ないしは促進のためでもなく、われわれに税金を課するというたゞ一つの目的のため」の法律とみなし、「これを私は新方式(イノヴ

「新方式」は、すでにみたように、一七六六年一月の会期における、印紙税法の撤回、英・外領をとわぬ糖蜜一ガロン・ペンスの値下げの決定、ドミニカ自由港法ではじまっていた。したがってタウンゼンド法は、この新しい現実に対する逆の意味での「革新」ではあったが、原理上はやはり宣言法を通じて旧植民地体制につながる「旧方式」といわねばならないであろう。

このタウンゼンド法が、植民地側の不買同盟によるげしい抵抗にあつて、茶税のみを残して撤回されたのち、つまり一七七一年から七四年の前半にかけて、本國・北米植民地・外領西インドを結ぶ「新しい」関係は、それ自体既定の現実と化して行く。その下で、西インド貿易は繁栄し、本國製品の輸入は最高潮に達し、<sup>(36)</sup>本國・北米植民地間の関係は相対的な安定を保つことができた。もちろん、その反面、官言法は依然として有効であつたし、茶税も残されていた。また新土地会社設立の申請も認可されないまま、保留されていた。こうした旧体制の存続に対する批判として、この新現実の方向を、歴史上の先例にふりかえつて「予測」したのがフランクリンの英帝國構成論であり、それを理論的に正当化しようと試みたのがジェームズ・ウィルソンの英帝國構成論であつた。<sup>(37)</sup>

一七七三年から七四年に出された諸法令——茶税法、西方の土地に関する枢密院令、懲罰諸法——は、この既定の現実を否認し、旧植民地体制への逆転を企図するものであつた。すなわち、旧体制存続のシンボルであつた茶税法に対する反対闘争——

地・本國を結ぶ、あの貿易構造の維持・発展への期待——を、見出すことができる。しかしこの条件を本國側に承認させる唯一の平和的手段は、この条件の放棄——すなわち、この貿易構造の一方の通路——輸入を遮断すること——不買同盟、それでもなお目的が達せられない場合には、さらにもう一方の通路——輸出をも断絶すること——通商断絶同盟、の厳格な励行——しかなかつた。「大陸不買同盟」がそれであつた。

こゝにいたつて、道は二つに一つしかなかつた。革命は、こゝに始つたのである。

- (1) この点については、江口村郎「現代における植民地独立の意義」(『岩波講座 現代 4』岩波書店、一九六三所収)から多くの示唆をえた。
- (2) 高橋幸八郎『市民革命の構造』(御茶の水書房、昭和二五年)四〇五頁。
- (3) 柴田三千雄「フランス革命論の再検討」(『歴史学研究』第二五三号、昭和三十六年五月号)五一頁。
- (4) ジェームソン説についての筆者の要約的見解は、拙稿『アメリカ独立と市民革命』(『歴史教育』第十巻第十号、昭和三十七年十月号)二七〇二八頁を参照されたい。
- (5) この傾向に対する筆者の見解については、拙稿「戦後のおが国におけるアメリカ独立革命史研究」(『史苑』第二十三巻第一号、昭和三十七年九月号)「独立革命の史学的再検討」に共同執筆、七九〇八一頁を参照されたい。

茶会事件の懲罰としてのポストン港の閉鎖・マサチューセツツ政府法、また六九年の土地政策の自己否定である枢密院令に対する反対闘争——西部への事実上の進出の懲罰としてのケベック法・軍隊宿営法、これらは旧植民地体制への逆転以外のなにもでもなかつた。

この旧植民地体制への「逆転」の企図を粉砕する理論的武器として、もっとも有効かつ強力でありえたのは、否認されんとした現実そのものから生れそれを正当化した英帝國構成論をおいてなかつた。一七七四年の時点において、抵抗運動のもっとも鋭利な理論的武器を与えたジェファソンの『ブリテン領アメリカの諸権利の概観』が、歴史的先例と自然法にもとづく英帝國構成論を論拠としたことは偶然ではなかつた。<sup>(38)</sup>

一方、これらの諸立法——とくにポストン閉鎖法——を諸植民地に「共通な問題」として参集した第一回大陸会議で、急進派の優勢のうちに採択された決議は、他の一切の植民地政策を厳しく非難しながら、たゞ一つ「対外通商の規制の範圍において行つた本國議會の立法」——つまり主として植民地・外領西インド貿易——に対してのみは、事物の必要から、また双方の相互の利益を考慮して「悦んで同意」するとのべている(第四条)。<sup>(40)</sup> この英帝國構成論と大陸會議の「決議」の中に、本國の旧植民地体制全般を否認しながらも、北米植民地をしてなお独立にふみ切れせず、むしろ英帝國內にとゞまらることを希望せしめた条件——すなわち、本國がかつて部分的に認めずでに北米植民地の既定の現実の一部と化していた、外領西インド・北米植民

- (6) 拙稿「ヴァージニア改革の一考察——ジェントリイ支配の再編成」(『文化』第二一〇号、昭和三十三年一月号)三六〇六四頁は、この傾向の一例としあげよう。いわゆる保守派史学を正面から取上げ、その積極的側面を評価した好論文として、有賀貞・清水知久「アメリカ史学界最近の動向」(『歴史学研究』第二六三三三三、昭和三十七年三月号)がある。筆者自身の保守派史学に対する総括的評価は別の機会に果したいと考えている。
- (7) 例えは Knorr, Klaus E., *British Colonial Theories, 1570-1850*, University of Toronto Press, 1944. は旧植民地体制と第二帝國の転換点を独立革命に求め、一七六三年から七六年までの時期を旧植民地体制に判然と多くめぐらさるが、両者の交錯する時期とした方が歴史的脈絡がはつきりしたであろう。六三〇一五一頁。
- (8) Gipson, Henry L., *The Triumphant Empire: New Responsibilities within the Enlarged Empire, 1763-1766*. (The British Empire before the American Revolution, Vol. IV) Alfred A. Knopf, 1956.
- (9) Beer, George Louis, *British Colonial Policy, 1754-1765*, Macmillan Co., 1907, Peter Smith, 1958. Chaps. V, VI, VII, X & XI.
- (10) 例えはギブソンは「独立革命の原因は、第一に

- 帝国内戦争（七年戦争）の結果北米大陸で獲得した巨大な領土と先例なき戦債に直面したブリテン政府が、この大陸に、屬有効な政府を組織し、古い植民地統制体制を通じてすでに規定されていた不明確かつ間接的な貢献をこえて、増大した帝国全体の維持のため北米植民地を直接に貢献せしめんとする努力そのものうちに胚胎する。第二に、分裂の原因は、以前邊境をおびやかしていた敵国の強烈な圧力がこいにとり扱われた一七六〇年以降、急激に変化した北米植民地の情勢にたざりある。」<sup>14)</sup> Gipson, *op. cit.* Preface, xii.
- (11) この問題については、今津晃『アメリカ革命史序説』（法律文化社、昭和三五年）。第一部第三章に詳細に論じられている。また Dickerson, Oliver M., *The Navigation Acts and the American Revolution*, Univ. of Pennsylvania Press, 1951. は「この問題を正面から取り上げ、「思慮」「繁栄」の面を強調している。なお、本書については、宇治田富清氏による詳細な書評がある。
- (12) Ritcheson, Charles R., *British Policies & the American Revolution*, University of Oklahoma Press 1954. Preface, Chap. One. 註 1 の見解をよんで輸入政策の面から説明している。
- (13) Beer, *op. cit.* p. 128.
- (14) 例きは、仏領西インド諸島の主要な貿易地ヤムシヤム

- (18) 宇治田富造『重商主義植民地体制論 I』東京・青木書店、一九六一、二五一～二五二頁。
- (19) Knollenberg, Bernhard, *Origin of the American Revolution: 1759~1766*, Macmillan Co., 1960. pp. 143~144.
- (20) Dickerson, *op. cit.* pp. 73~74.
- (21) Johnson, Allen S., "The Passage of the Sugar Act," *William and Mary Quarterly*, Third Ser., Vol. XVI, No. 4, Oct. 1959. p. 511.
- (22) *Ibid.*, p. 512.
- (23) Knollenberg, *op. cit.* pp. 148~149.
- (24) Dickerson, *op. cit.* p. 201.
- (25) Knollenberg, *op. cit.* p. 152.
- (26) 今津晃、前掲書、第三部、第三・四章は即紙税法反響運動についてのすぐれた研究成果があり、とくに抵抗戦線の分裂の過程は詳しい。ただし普遍的たりえた理由については考察はなご。
- (27) Gipson, Lawrence Henry, *The Coming of the Revolution, 1763~1775*, Harper & Brothers, 1954. Chap. 8.
- (28) Dickerson, *op. cit.* p. 86.
- (29) Gipson, *The Triumphant Empire*, pp. 234~254, Goebel, *op. cit.*
- (30) 英領西インドのラム酒醸造に対する保護措置として、

- ク島の一七六六年の輸出入額およびその品目は次の通りであった。輸出七四五、一八六リーヴル（糖蜜、石鹼、酒など）、輸入三、一〇三リーヴル（米、小麦粉、魚、木材類）。その差額二、三八九、九一七リーヴルは正貨で支払われた。もう一つの重要な貿易地ガーチネープ島の数字も全く同じ傾向を示している。
- Goebel, Dorothy Burne, "The 'New England Trade' and the French West Indies, 1763~1774: A Study in Trade Policies," *William & Mary Quarterly*, Third Ser., Vol. XX.
- (15) マンタリンの『証言』は、対本国貿易の差額の決済手段として西インド貿易のほかに南欧貿易、沿岸貿易をあげているが、南欧貿易はかれの住むマンマラヴェニム植民地の特殊事情——つまり、一七七二年の統計によれば同植民地の小麦の九七％、とうもろこしの五三％、マン・マン粉の三六％を南欧に輸出している（表参照）——にもとづくものであり、また沿岸貿易は北米植民地全体としてみるべき、決済手段としての意義をもつべき。
- (16) Beer, *op. cit.* Chap. IV. 詳論。
- (17) 輸入法の各条項は以下をとり、The Revenue Act of 1764 (5 April, 1764), Jenser, Merrill, *American Colonial Documents to 1760*, *English Historical Documents*, Vol. IX, pp. 643~648. 以下。
- 一七六五年の、一〇〇トン以下の船による外領産ラムの輸入禁止、関税支払猶予期間の六月月から十二月月への延長などもめづられる。
- (18) Dickerson, *op. cit.*, pp. 80~87.
- (19) The Declaratory Act, March 18, 1766. Commager, Henry Steele, ed., *Documents of American History*, Appleton-Century-Crofts, 1949. pp. 60~61.
- (20) 小林界氏によれば、本国における旧植民地体制批判者であるシモサイヌ・マッカーは、早くも一七六六年頃に、植民地放棄の考えを抱いた、といわれる。小林界『重商主義解体期の研究』一九五頁。
- (21) The Townshend Revenue Act, June 29, 1767. Commager, *op. cit.* pp. 63~64.
- (22) Dickinson, John Farmer's Letters, 1767—68, Quoted in Morrison, S. E., ed., *Source and Documents illustrating the American Revolution*, p. 40.
- (23) イングランドからの輸入額が著しく増大した年は、マナーインズランドで一七七一、一七二二年、マナーモーンで七一年、マンメルウオリアで七一、七二、七四年、ヴァージニアとメリーランドで七一、七二年、両コロニアで七一年、マナーモーンで七一、七二、七三、七四年であった。Jensen, *op. cit.* Table II, pp. 392~393. 参照。
- (24) 拙稿「ドーモス・シマファンソンの独立思想の成長」、『文化』第十八巻第四号、昭和一九年四月）。

- (38) 前掲論文。
- (39) ポストン港閉鎖法が、第一の「共通の問題」であるということは、ペンシルヴェニア、ニューヨーク市、ヴァージニア・アルプマール郡の決議文、その他の文書に共通にみられることである。Connagr, *op. cit.*, pp. 76~78. その西インド貿易との関連については、さらに考究するべき問題である。

(40) Declaration and Resolves of the First Conti-

mental Congress, Oct. 14, 1774. *Ibid.*, p. 83.

付記 本稿は、昭和三十八年立教大学史学会大会の共通テーマ、「近代化」の再検討、の報告と、昭和三十九年一月に開かれたアメリカ研究者会議の、独立革命の諸解釈、の部門における報告とをまとめたものである。立教大学史学会においては西川進氏から、研究者会議においては今津晃氏から、植民地内部の保守・急進派との関連の欠如について、御指摘をうけたが、筆者の今後の課題として、果したいと考えている。

新刊紹介

宮本馨太郎著

燈 火

—その種類と変遷—

現代、我々は近代文明の恩恵をこうむって、照明にせよ、暖房にせよ、不自由のない生活を送っているが、日本人がその不便さから解放されるためにいかに苦勞をして工夫の努力を重ねてきたかを改めて考えてみるのも意味のないことではないだろう。本学の宮本教授の書かれたこの新刊は、教授の多年の蘊蓄を傾けて、豊富な写真と幅広い文献とを駆使した『燈火』の種類と変遷に関する物質文化的研究である。「今日、人類が他の動物にくらべて格段の進歩をとげ得た原因は数多くあろうが、こ

の火の利用こそまず第一に挙ぐべきであろう」(13頁)という基本的関心よりから出発して「火の歴史」・「燈火の種類と変遷」「明治時代の燈火」と三部に分けて論述されているこの書物は興味ある種々な図版と相まって平明な文章で書かれているから、ただに民俗学のみならず、広く民俗学的関心を持つ読者に読まらるべきであろう。三部ともすでに発表された別々の論文に新たに前回省略した資料、引用文献を加えて時代順に並べたものであるが、各々先に引用した問題意識によって支えられているが故に、共通のテーマを追求していることがわかる。やはり最後の明治時代の燈火の部が当時の新聞記事や地方からの数多い報告書等を基にしたかゆいゆえ、もっとも読み応えのあるものになっている。(六人社発行・定価四〇〇円) (内川 千裕)